

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属長 職員が<u>所属する課、室若しくは現地機関又は所属した課、室若しくは現地機関の長をいう。</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(12) 実施 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項及び意匠法第2条第3項に規定する実施並びに<u>種苗法第2条第4項各号に掲げる行為（業としてするものに限る。）をいう。</u></p> <p>(13) 業務発明等 職員がした発明等で、その内容がその性質上職員の所属する課若しくは<u>現地機関又は所属した課若しくは現地機関の分掌事務の範囲に属するものをいう。</u></p> <p>(14) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属長 職員が<u>現に所属し、又は過去に所属した課、室又は現地機関の長をいう。</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(12) 実施 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項及び意匠法第2条第2項に規定する実施並びに<u>種苗法第2条第5項各号に掲げる行為（業としてするものに限る。）をいう。</u></p> <p>(13) 業務発明等 職員が<u>職務に関連してした</u>発明等で、その内容がその性質上職員が<u>現に所属し、又は過去に所属した課、室又は現地機関の分掌事務の範囲に属するものをいう。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) <u>特許を受ける権利等 特許法第29条第1項の規定による特許を受ける権利、実用新案法第3条第1項の規定による実用新案登録を受ける権利、意匠法第3条第1項の規定による意匠登録を受ける権利又は種苗法第3条第1項の規定による品種登録（以下「品種登録」という。）を受ける権利をいう。</u></p> <p>(16) <u>特許出願等 特許出願（特許法第36条第1項の規定による願</u></p>

改正前	改正後
<p>(業務発明等の届出等)</p> <p>第3条 職員は、業務発明等をしたときは、遅滞なく、業務発明等届(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、所属長を経由のうえ、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 発明又は考案にあつては当該発明又は考案の詳細な説明を記載した書類及び図面、意匠にあつては当該意匠を記載した図面又はこれに代わる写真、ひな形若しくは見本、育成にあつては種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号) <u>第5条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した書類及び品種の植物体の全部若しくは一部又はその写真</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 発明等が2人以上の者によって共同でされた場合にあつては、<u>特許法第29条第1項の規定による特許を受ける権利、実用新案法第3条第1項の規定による実用新案登録を受ける権利若しくは意匠法第3条第1項の規定による意匠登録を受ける権利又</u></p>	<p><u>書の提出をいう。以下同じ。)、実用新案登録出願(実用新案法第5条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。)、意匠登録出願(意匠法第6条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。)</u>又は<u>品種登録出願(種苗法第5条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。)</u>をいう。</p> <p>(17) <u>特許権等 特許法第66条第1項に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法第14条第1項に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)</u>若しくは<u>意匠法第20条第1項に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)</u>又は<u>品種登録による権利をいう。</u></p> <p>(18) <u>秘匿化発明等 特許出願等を行わず、秘匿して管理する業務発明等をいう。</u></p> <p>(業務発明等の届出等)</p> <p>第3条 職員は、業務発明等をしたときは、遅滞なく、業務発明等届(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、所属長を経由のうえ、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 発明又は考案にあつては当該発明又は考案の詳細な説明を記載した書類及び図面、意匠にあつては当該意匠を記載した図面又はこれに代わる写真、ひな形若しくは見本、<u>品種の育成</u>にあつては種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号) <u>第5条第3項各号</u>に掲げる事項を記載した書類及び品種の植物体の全部若しくは一部又はその写真</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 発明等が2人以上の者によって共同でされた場合にあつては、<u>特許を受ける権利等の持分の割合及びその根拠を証する書類</u></p>

改正前	改正後
<p>は<u>種苗法第3条第1項の規定による品種登録（以下「品種登録」という。）を受ける権利（以下「特許を受ける権利等」と総称する。）の持分の割合及びその根拠を証する書類</u></p> <p>2 業務発明等をした職員は、当該業務発明等について特許出願等（<u>特許出願（特許法第36条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。）</u>、<u>実用新案登録出願（実用新案法第5条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。）</u>若しくは<u>意匠登録出願（意匠法第6条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。）</u>又は<u>品種登録出願（種苗法第5条第1項の規定による願書の提出をいう。以下同じ。）</u>をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、特許を受ける権利等を保全するためやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 略 （職務発明等の認定等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の場合において、業務発明等が職務発明等に該当すると認定したときは、当該業務発明等をした職員の特許を受ける権利等を<u>県が承継するかどうかを決定し、その結果を当該職員に通知するものとする。</u></p>	<p>2 業務発明等をした職員は、当該業務発明等について特許出願等をしてはならない。ただし、特許を受ける権利等を保全するためやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>業務発明等をした職員は、公証制度（公証人が行う公証人法（明治41年法律第53号）第1条各号に掲げる事務を提供する制度をいう。以下同じ。）を利用することができる。</u></p> <p>4 略 （職務発明等の認定等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の場合において、業務発明等が職務発明等に該当すると認定したときは、当該業務発明等をした職員の特許を受ける権利等又は<u>特許権等を承継するかどうかを決定し、その結果を当該職員に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、前項の場合において、<u>承継すると決定した特許を受ける権利等に係る業務発明等について、特許出願等を行うかどうかを決定し、その結果を当該職員に通知（特許出願等を行わないと決定した場合にあっては、当該職員の業務発明等を秘匿化発明等とすると決定した旨を通知）するものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 知事は、<u>前2項</u>の規定による通知を、職員が前条第1項の業務発 明等届を所属長に提出した日から<u>3月以内</u>に行うものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による認定又は第2項の規定による決定を しようとする場合において特に必要と認めるときは、あらかじめ、 佐賀県職員職務発明等審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>(特許を受ける権利等の譲渡義務等)</p> <p>第5条 職員は、前条第2項の規定により特許を受ける権利等を承継 すると決定した旨の通知を受けたときは、当該特許を受ける権利等 (共有に係るものにあつては、その持分)を、遅滞なく、県に譲渡 しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特許を受ける権利等を共有する職員は、当該特許を受ける権利等 を共有する者からその持分を県に譲渡することについて同意を求 められたときは、これを拒んではならない。</p> <p>(権利の制限等)</p> <p>第6条 業務発明等をした職員は、当該業務発明等について、次に掲 げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 特許を受ける権利等の全部又は一部を県以外の者に譲渡する こと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 業務発明等をした職員は、当該業務発明等に関し特許を受ける権 利等を共有する者が前項第1号又は第3号に掲げる行為をすること について同意しようとするときは、あらかじめ、権利譲渡等同意 承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなけれ</p>	<p>4 知事は、<u>前3項</u>の規定による通知を、職員が前条第1項の業務発 明等届を所属長に提出した日から<u>速やか</u>に行うものとする。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による認定又は第2項若しくは第3項の規 定による決定をしようとする場合において特に必要と認めるとき は、あらかじめ、佐賀県職員職務発明等審査会の意見を聴くもの とする。</p> <p>(特許を受ける権利等の譲渡義務等)</p> <p>第5条 職員は、前条第2項の規定により特許を受ける権利等又は特 許権等を承継すると決定した旨の通知を受けたときは、当該特許を 受ける権利等又は特許権等(共有に係るものにあつては、その持分) を、遅滞なく、県に譲渡しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の場合</u>において、特許を受ける権利等又は特許権等を共有 する職員は、当該特許を受ける権利等又は特許権等を共有する者か らその持分を県に譲渡することについて同意を求められたときは、 これを拒んではならない。</p> <p>(権利の制限等)</p> <p>第6条 業務発明等をした職員は、当該業務発明等について、次に掲 げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 特許を受ける権利等<u>又は特許権等</u>の全部又は一部を県以外の 者に譲渡すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 業務発明等をした職員は、当該業務発明等に関し特許を受ける権 利等<u>又は特許権等</u>を共有する者が前項第1号又は第3号に掲げる 行為をすることについて同意しようとするときは、あらかじめ、権 利譲渡等同意承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認</p>

改正前	改正後
<p>ばならない。</p> <p>3 業務発明等をした職員は、第3条第2項ただし書に規定する場合において、<u>第4条第1項又は第2項の規定による通知があるまでの間に当該業務発明等について次の各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、当該各号に定める届を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第4条第1項の規定により当該業務発明等が職務発明等に該当しないと認定した旨の通知及び同条第2項の規定により当該業務発明等をした職員の特許を受ける権利等を県が承継しないと決定した旨の通知があった場合については、適用しない。</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 <u>業務発明等をした職員は、次に掲げる日までの間は、発明若しくは考案の内容若しくは意匠又は品種若しくは育成の内容を他に漏らしてはならない。ただし、前条第4項に規定する場合及び当該発明若しくは考案の内容若しくは意匠又は品種若しくは育成の内容を公表することについて、あらかじめ、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>品種又は育成の内容にあつては、種苗法第13条第1項に規定する出願公表の日</u></p>	<p>を受けなければならない。</p> <p>3 業務発明等をした職員は、第3条第2項ただし書に規定する場合において、<u>第5条第1項の規定による県への承継（特許を受ける権利等の承継に限る。）があるまでの間に当該業務発明等について次の各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、当該各号に定める届を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 <u>業務発明等をした職員は、第5条第1項の規定による県への承継があるまでの間に公証制度を利用したときは、遅滞なく、公証制度利用届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、第4条第1項の規定により当該業務発明等が職務発明等に該当しないと認定した旨の通知又は同条第2項の規定により当該業務発明等をした職員の特許を受ける権利等を県が承継しないと決定した旨の通知があった場合については、適用しない。</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 <u>業務発明等をした職員（次項に掲げる職員に該当するものを除く。）は、次に掲げる日までの間は、当該業務発明等の内容を他に漏らしてはならない。ただし、前条第5項に規定する場合及び当該業務発明等の内容を公表することについて、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>品種の育成の内容にあつては、種苗法第13条第1項に規定する出願公表の日</u></p> <p>2 <u>業務発明等をした職員で、第4条第3項の規定により秘匿化発明等とすると決定した旨の通知を受けたものは、当該業務発明等の内</u></p>

改正前	改正後
<p>(出願費用の支払)</p> <p>第8条 知事は、第6条第3項第1号の特許出願等をした職員から第5条第1項の規定により特許を受ける権利等を譲渡されたときは、当該職員の申出により、当該特許出願等に要した費用のうち知事が相当であると認める額を当該職員に支払うものとする。</p> <p>(登録補償金)</p> <p>第9条 知事は、職員から第5条第1項の規定による特許を受ける権利等の譲渡を受けた発明等（以下「権利承継発明等」という。）について、特許権等（特許法第66条第1項に規定する特許権（以下「特許権」という。））、実用新案法第14条第1項に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）及び意匠法第20条第1項に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）をいう。以下同じ。）を取得したとき、又は品種登録を受けたときは、当該職員（当該職員から権利承継発明等について特許法第35条第3項（実用新案法第11条第3項及び意匠法第15条第3項において準用する場合を含む。）に規定する相当の対価の支払を受ける権利又は種苗法第8条第2項の規定により対価の支払を請求することができる権利を承継した者を含む。以下「対価の支払を受ける権利を有する者」という。）に登録補償金を支払うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 1件の特許権等及び品種登録について対価の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合における各対価の支払を受ける権利を有する者に対して支払うべき登録補償金の額は、第2項（前3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する登録保証金の額</p>	<p><u>容を他に漏らしてはならない。ただし、公知であると認められたものについては、この限りでない。</u></p> <p>(出願費用等の支払)</p> <p>第8条 知事は、第6条第3項第1号の特許出願等をした職員から第5条第1項の規定により特許を受ける権利等又は特許権等を譲渡されたときは、当該職員の申出により、当該特許出願等に要した費用及び公証制度の利用に要した費用のうち知事が相当であると認める額を当該職員に支払うものとする。</p> <p>(登録補償金)</p> <p>第9条 知事は、職員から第5条第1項の規定により譲渡を受けた特許を受ける権利等又は特許権等に係る業務発明等（以下「権利承継発明等」という。）の特許権等を取得したときは、当該職員（当該職員から権利承継発明等について特許法第35条第4項（実用新案法第11条第3項及び意匠法第15条第3項において準用する場合を含む。）に規定する相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利又は種苗法第8条第2項の規定により金銭その他の経済上の利益を請求することができる権利を承継した者を含む。以下「相当の利益を受ける権利を有する者」という。）に登録補償金を支払うものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 1件の特許権等について<u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者が2人以上ある場合における各相当の利益を受ける権利を有する者に対して支払うべき登録補償金の額は、第2項（第3項から前項までの規定により準用する場合を含む。）に規定する登録補償金の額</p>

改正前	改正後
<p>に当該対価の支払を受ける権利を有する者が県に譲渡した持分の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 知事は、<u>前5項</u>の規定により登録補償金の額を決定したときは、速やかに、<u>対価の支払</u>を受ける権利を有する者に通知するものとする。</p> <p>(実施補償金)</p> <p>第10条 知事は、県が毎年1月1日から12月31日までの間に権利承継発明等により財産上の利益を得たときは、<u>対価の支払</u>を受ける権利を有する者に対し、翌年5月31日までに、実施補償金を支払うものとする。</p> <p>2 前項の実施補償金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</p>	<p>に<u>その者</u>が県に譲渡した持分の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 知事は、<u>第2項から前項まで</u>の規定により登録補償金の額を決定したときは、速やかに、<u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者に通知するものとする。</p> <p>(秘匿化補償金)</p> <p>第9条の2 知事は、<u>第5条第1項</u>の規定により秘匿化発明等と決定した業務発明等に係る特許を受ける権利等の承継があったときは、<u>当該業務発明等をした職員</u> (相当の利益を受ける権利を有する者を含む。) に秘匿化補償金を支払うものとする。</p> <p>2 <u>前項の秘匿化補償金の額は、秘匿化発明等1件につき9,000円</u> (持分を譲渡された場合にあつては、当該額にその持分の割合 (2人以上の職員から持分を譲渡された場合は、権利承継割合) を乗じて得た額) とする。</p> <p>3 <u>1件の秘匿化発明等について相当の利益を受ける権利を有する者が2人以上ある場合における各相当の利益を受ける権利を有する者に対して支払うべき秘匿化補償金の額は、前項に規定する額にその者が県に譲渡した持分の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 知事は、<u>前2項</u>の規定により秘匿化補償金の額を決定したときは、速やかに、<u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者に通知するものとする。</p> <p>(実施補償金)</p> <p>第10条 知事は、県が毎年1月1日から12月31日までの間に権利承継発明等により財産上の利益を得たときは、<u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者に対し、翌年5月31日までに、実施補償金を支払うものとする。</p> <p>2 前項の実施補償金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</p>

改正前	改正後
<p>当該各号に定める金額を基準として、知事が権利承継発明等1件ごとに決定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特許を受ける権利等若しくは特許権等の譲渡又は種苗法第32条第1項第1号の規定による<u>育成権者</u>の移転により県が財産上の利益を得た場合 略</p> <p>3 <u>権利承継発明等に係る特許を受ける権利等又は特許権等若しくは品種登録が共有に係る場合における前項の規定の適用については、同項各号中「当該利益の額」とあるのは、「当該利益の額を県が有する特許を受ける権利等又は特許権若しくは品種登録の持分の割合で除して得た額」とする。</u></p> <p>4 1件の権利承継発明等について<u>対価の支払</u>を受ける権利を有する者が2人以上ある場合における<u>各対価の支払</u>を受ける権利を有する者に対して支払うべき<u>実施補償金の額</u>は、<u>当該対価の支払を受ける権利を有する者が県に譲渡した持分の割合を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>5 知事は、<u>権利承継発明等がされる</u>について県が貢献した程度が著しく低いと認めるときその他前3項の規定により実施補償金の額を決定することが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、別に実施補償金の額を決定することができる。</p> <p>6 知事は、<u>前4項の規定により実施補償金の額を決定したときは、速やかに、対価の支払</u>を受ける権利を有する者に通知するものとする。</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第11条 業務発明等をした職員は、第4条第1項の規定による認定又は同条第2項の規定による決定に不服があるときは、<u>同条第1項又は第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日</u></p>	<p>当該各号に定める金額を基準として、知事が権利承継発明等1件ごとに決定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特許を受ける権利等若しくは特許権等の譲渡又は種苗法第32条第1項第1号の規定による<u>育成者権</u>の移転により県が財産上の利益を得た場合 略</p> <p>3 権利承継発明等に係る特許を受ける権利等又は特許権等が共有に係る場合における前項の規定の適用については、同項各号中「当該利益の額」とあるのは、「<u>当該利益の額に県が有する権利承継割合を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>4 1件の権利承継発明等について<u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者が2人以上ある場合における<u>各相当の利益</u>を受ける権利を有する者に対して支払うべき額は、<u>第2項の規定により決定した実施補償金の額に、その者が県に譲渡した持分の割合を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>5 知事は、<u>権利承継発明等について県が貢献した程度が著しく低い</u>と認めるときその他前3項の規定により実施補償金の額を決定することが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、別に実施補償金の額を決定することができる。</p> <p>6 知事は、<u>第2項から前項までの規定により実施補償金の額を決定したときは、速やかに、相当の利益</u>を受ける権利を有する者に通知するものとする。</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第11条 業務発明等をした職員は、第4条第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による決定に不服があるときは、<u>当該各項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日</u></p>

改正前	改正後
<p>内に、知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>2 <u>対価の支払</u>を受ける権利を有する者は、第10条第2項から第4項までの規定による実施補償金の額の決定に不服があるときは、同条第6項の規定による通知があった日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>3 前2項に規定する異議申立て（次項並びに第15条第5項及び第6項において「異議申立て」という。）は、異議申立書（<u>様式第9号</u>）によるものとする。</p> <p>4 知事は、異議申立てを受理したときは、当該異議申立てを受理した日から60日以内に、当該異議申立てを却下し、棄却し、又は第4条第1項の規定による認定若しくは同条第2項の規定による決定を取り消す旨若しくは実施補償金の額を変更する旨を決定し、その結果を当該異議申立てをした者に通知するものとする。</p> <p>5 略 （審査会の組織）</p> <p>第13条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 審査の対象となる業務発明等に関する<u>課及び現地機関</u>の長の職にある者のうちから会長が指名する者</p> <p>2・3 略 （補則）</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、職員が職務に関連してした<u>発明、考案及び意匠の創作並びに品種の育成</u>の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>以内に、知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>2 <u>相当の利益</u>を受ける権利を有する者は、第10条第2項から第5項までの規定による実施補償金の額の決定に不服があるときは、同条第6項の規定による通知があった日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立てをすることができる。</p> <p>3 前2項に規定する異議申立て（次項並びに第15条第5項及び第6項において「異議申立て」という。）は、異議申立書（<u>様式第10号</u>）によるものとする。</p> <p>4 知事は、異議申立てを受理したときは、当該異議申立てを受理した日から60日以内に、当該異議申立てを却下し、棄却し、又は第4条第1項の規定による認定若しくは同条第2項若しくは第3項の規定による決定を取り消す旨若しくは実施補償金の額を変更する旨を決定し、その結果を当該異議申立てをした者に通知するものとする。</p> <p>5 略 （審査会の組織）</p> <p>第13条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 審査の対象となる業務発明等に関する<u>課、室及び現地機関</u>の長の職にある者のうちから会長が指名する者</p> <p>2・3 略 （補則）</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、職員が職務に関連してした<u>発明等</u>の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p>

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

業 務 発 明 等 届

佐賀県知事 様

届出者 所 属
職 名
氏 名

下記のとおり発明等をしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第3条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発明等の名称					
発明等をした者	所	属	職 名	氏 名	持 分
発明等の概要					
職務発明等に該当するかどうかに関する意見					
県が秘匿化発明等として管理することに関する意見					

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

意 見 書

佐賀県知事 様

所属長 職 名
氏 名

年 月 日付けで届出のあった下記の発明等について、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第3条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

発明等の名称				
発明等をした者	所 属	職 名	氏 名	持 分
職務発明等に該当するかどうかに関する意見				
特許権等の取得の可能性に関する意見				
特許を受ける権利等又は特許権等の承継に関する意見				
県が秘匿化発明等として管理することに関する意見				
持分に関する意見				

様式第3号（第5条関係）

譲 渡 書

年 月 日

佐賀県知事 様

発明者 住 所
氏 名

下記の発明等に係る特許を受ける権利等又は特許権等を佐賀県に譲渡します。

記

発明等の名称	
譲渡の対象	特許を受ける権利等 ・ 特許権等
出願番号	
出願年月日	年 月 日

- 注 1 「譲渡の対象」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 出願前の特許を受ける権利等については、出願番号及び出願年月日の記載は不要。

様式第4号（第6条関係）

権利譲渡等同意承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 所 属
職 名
氏 名

下記の発明等について、特許を受ける権利等又は特許権等を共有する者がその権利を他人に譲渡すること又は他人に実施を許諾することに同意したいので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第2項の規定により承認されるよう申請します。

記

発明等の名称		
同意の内容		
同意を求 める者	住所	
	氏名	
権利譲渡、 実施許諾 の相手方	住所	
	氏名	
同意しようとする理由		

注 同意を求める者又は権利譲渡若しくは実施許諾の相手方が法人である場合は、住所に代えて法人の主たる事務所の所在地を、氏名に代えて法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第5号（第6条関係）

特 許 出 願 等 届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 所 属
職 名
氏 名

下記のとおり特許出願等をしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第3項の規定により届け出ます。

記

発明等の名称	
出願番号	
出願年月日	年 月 日

様式第6号（第6条関係）

特許出願等分割届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 所属
職名
氏名

下記のとおり特許出願等の分割をしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第3項の規定により届け出ます。

記

分割前 の出願	発明等の名称		
	出願番号		
	出願年月日		年 月 日
分割後 の出願	1	発明等の名称	
		出願番号	
		分割の理由	
	2	発明等の名称	
		出願番号	
		分割の理由	
分割年月日		年 月 日	

様式第7号（第6条関係）

特 許 出 願 等 変 更 届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 所 属
職 名
氏 名

下記のとおり特許出願等の変更をしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第3項の規定により届け出ます。

記

変更前の出願	特許出願等の区分	特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願
	発明等の名称	
	出願番号	
	出願年月日	年 月 日
変更後の出願	特許出願等の区分	特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願
	発明等の名称	
	出願番号	
変更年月日	年 月 日	

注 「特許出願等の区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第8号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>下記のとおり特許出願（<u>実用新案登録出願・意匠登録出願・品種登録出願</u>）の取下げをしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="264 568 1055 775"> <tr> <td data-bbox="264 568 452 730"> <u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u> </td> <td data-bbox="452 568 1055 730"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 730 1055 775">略</td> </tr> </table>	<u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u>		略		<p>様式第8号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>下記のとおり特許出願等の取下げをしたので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1191 568 1982 775"> <tr> <td data-bbox="1191 568 1379 730"> <u>発明等の名称</u> </td> <td data-bbox="1379 568 1982 730"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1191 730 1982 775">略</td> </tr> </table>	<u>発明等の名称</u>		略	
<u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u>									
略									
<u>発明等の名称</u>									
略									
<p>様式第9号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>下記の発明（<u>考案・意匠・品種</u>）について、年 月 日付け 第 号の職務発明等の認定（<u>権利承継の決定・実施補償金の額の決定</u>）に不服があるので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第11条の規定により異議申立てをします。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="264 1090 1055 1297"> <tr> <td data-bbox="264 1090 452 1252"> <u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u> </td> <td data-bbox="452 1090 1055 1252"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 1252 1055 1297">略</td> </tr> </table>	<u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u>		略		<p>様式第10号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>下記の発明等について、年 月 日付け 第 号の職務発明等に関する認定・決定通知書の内容に不服があるので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第11条の規定により異議申立てをします。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1191 1090 1982 1297"> <tr> <td data-bbox="1191 1090 1379 1252"> <u>発明等の名称</u> </td> <td data-bbox="1379 1090 1982 1252"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1191 1252 1982 1297">略</td> </tr> </table>	<u>発明等の名称</u>		略	
<u>発明（考案・意匠に係る物品・品種）の名称</u>									
略									
<u>発明等の名称</u>									
略									

様式第 8 号の次に、次の 1 様式を加える。

様式第9号（第6条関係）

公 証 制 度 利 用 届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 所 属
職 名
氏 名

下記の発明等について公証制度を利用したので、佐賀県職員の職務発明等に関する規程第6条第4項の規定により届け出ます。

記

発明等の名称	
公証制度の 利用年月日	年 月 日

注 公証制度を利用したことを確認することができる書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この訓令による改正前の佐賀県職員の職務発明等に関する規程第9条第1項に規定する権利承継発明等で、特許法第66条第1項に規定する特許権、実用新案法第14条第1項に規定する実用新案権若しくは意匠法第20条第1項に規定する意匠権の取得をしていない又は種苗法第3条第1項の規定による品種登録を受けていないものについては、施行日に県がこの訓令による改正後の佐賀県職員の職務発明等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第5条第1項の規定による特許を受ける権利等の譲渡を受けたものとみなし、改正後の規程を適用する。